平成２８年（フ）第７０号
三重県伊賀市上之庄46番地の１　ケイコン社宅101号
債務者　渡部久美子
１　決定年月日時　平成28年11月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月27日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２８年（フ）第４２号
京都府亀岡市西町62番地、前住所京都府亀岡市柳町31番地２
債務者　本田ひろみ
１　決定年月日時　平成28年11月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月27日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２８年（フ）第８４４号
神戸市東灘区深江本町１丁目３番24―404号、従前の住所兵庫県西宮市浜脇町６番26―1005号
債務者　ＢＥＮ建築設計こと　林田　　勉
１　決定年月日時　平成28年11月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第８５９号
神戸市北区花山東町１番４―702号、従前の住所神戸市北区鈴蘭台東町９丁目13番17―503号
債務者　小倉　淳一
１　決定年月日時　平成28年11月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第９０４号
神戸市灘区大和町４丁目１番14号グリーンハイツ大和503
債務者　秋山　伸彦
１　決定年月日時　平成28年11月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２５９号
兵庫県伊丹市西台３丁目４番８―201号
債務者　杉本　一之
１　決定年月日時　平成28年11月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月27日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第６０２号
兵庫県尼崎市次屋３丁目14番29号　レオパレスＣＯＴＴＩ　101
債務者　永島　　誠
１　決定年月日時　平成28年11月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月27日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第６１６号
兵庫県西宮市北六甲台４丁目２番18号
債務者　西村るり子
１　決定年月日時　平成28年11月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月27日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第６２３号
兵庫県尼崎市七松町３丁目６番７号　フラミニアコートⅡ211号室、住民票上の住所兵庫県尼崎市尾浜町１丁目31番５号　仲前ハイツ301
債務者　寺園　亜紀
１　決定年月日時　平成28年11月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月27日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第１１４号
鳥取県鳥取市馬場174番地１　市住２号
債務者　居川　健二
１　決定年月日時　平成28年11月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月27日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２８７号
愛媛県東温市牛渕1561番地
債務者　弓削田雅子
１　決定年月日時　平成28年11月28日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月27日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３０３号
愛媛県松山市山越１丁目４番18号　ソネット山越305号
債務者　渡部　神奈
１　決定年月日時　平成28年11月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月27日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第６０号
愛媛県今治市桜井１丁目３番49号　ハイツシーサイド103号、前住所愛媛県今治市桜井４丁目９番38号、前々住所愛媛県今治市常盤町８丁目１番36号
債務者　阪尾　典男
１　決定年月日時　平成28年11月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月27日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２８年（フ）第３２０号
宮崎市城ケ崎２丁目１番地８　ドミール90Ｃ棟101号
債務者　上村　裕一
１　決定年月日時　平成28年11月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月27日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第３２４号
宮崎市大字糸原2611番地３、前住所宮崎市橘通東５丁目６番29号　ルミエール橘105号
債務者　吉田　教子
１　決定年月日時　平成28年11月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月27日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第３３９号
宮崎市佐土原町上田島1194番地12　ルミエールＴＯＪＩＫＩ―Ａ棟203号、前住所宮崎市大字新名爪4699番地１　ピュアハイツ杜201号
債務者　金谷　慎一
１　決定年月日時　平成28年11月28日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月27日まで
宮崎地方裁判所破産係